

鈴鹿市教育委員会訓令第 1 号

教育委員会事務局
小 中 学 校
学校以外の教育機関

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 2 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程（平成 1 0 年鈴鹿市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
課等	事項	決裁 権者	合 議	課等	事項	決裁 権者	合 議
略	略	略		略	略	略	
学校教育 課	略	略		学校教育 課	略	略	
	(5) 略	略			(5) 略	略	
	(6) ～ (20) 略	略			(6) <u>天野奨学金</u> <u>の申請の受理、</u> <u>交付及び返還請</u> <u>求</u>	課長	
略	略	略	略	略	(7) ～ (21) 略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略
教育支援 課	略	略		教育支援 課	略	略	
	(13) <u>教育支援セ</u>	課長			(13) <u>適応指導教</u>	課長	

	ンターの管理及び運営				室の管理及び運営		
	(14) 教育支援センターの通室の決定	教育機関の長の長			(14) 適応指導教室の通室の決定	教育機関の長の長	
	(15) 教育支援センター退室届出書の受理	教育機関の長の長			(15) 適応指導教室退室届出書の受理	教育機関の長の長	
	(16) 教育支援センター通室者の状況に関する学校長への報告	課長の長			(16) 適応指導教室通室者の状況に関する学校長への報告	課長の長	
	略	略			略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。